岡山市水路浚渫等交付金交付要綱

（趣旨）

第１条　岡山市が管理する農業用用排水路の円滑な通水の確保を図るため，予算の範囲内において岡山市水路浚渫等交付金（以下「交付金」という。）を交付するものとし，その交付に関しては，この要綱に定めるもののほか，岡山市補助金等交付規則（昭和４８年市規則第１６号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

（対象事業）

第２条　交付金の交付の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は，水路浚渫，藻刈及び清掃等に関する事業とする。

（対象事業者）

第３条　交付金の交付の対象となる事業者（以下「対象事業者」という。）は次に掲げるものとする。

(1)　農業土木水利組合

(2)　用水組合

(3)　農家組合

(4)　町内会

(5)　その他地元関係団体

２　前項の規定にかかわらず，次の各号のいずれかに該当するものは，対象事業者としない。

(1)　市税を完納していないもの（前項第１号から第４号までに掲げる団体を除く。）

(2)　規則第２０条第１項各号に定める事由により交付金の交付決定の取消しを受け，当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して２年を経過していないもの

（交付金の交付の制限）

第４条　交付金の交付回数は，同一の対象事業者について，原則として１年度につき１回とする。

２　他の補助制度等の対象となっているものについては，交付金の交付の対象としない。

（交付金額）

第５条　交付金の額は，対象事業の実施区域の面積１平方メートル当たりにつき，次の単価を乗じて得た額とする。

岡山県算定農業土木工事に使用する軽作業員労務単価×０．００３４×１/2

２　前項によって得られた額に１００円未満の端数が生じるときは，これを切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第６条　交付金の交付申請は，規則及びこの要綱に定める条項の適用を受けることについて同意した上で，岡山市水路浚渫等交付金交付申請書（様式第１号）を市長に提出して行わなければならない。この場合において対象事業者が第３条第１項第１号から第３号に掲げる組合であるときは，交付金の交付申請は，岡山市が委嘱した農業水利土木員，水利監督員がその名においてしなければならない。ただし，対象事業者にこれらの者がいない場合は，この限りでない。

２　第３条第１項第５号に掲げる団体であって，市税の納付義務を負う者が交付金の交付を申請する場合には，規則第５条第１項第５号に規定する書類として，次の各号に掲げる書類のいずれかを提出しなければならない。

(1)　市税を完納していることを証明できる書類

(2)　市税納付状況確認同意書（様式第２号）

３　規則第５条第２項の規定により，同条第１項第１号から第３号までに掲げる書類の添付は要しない。

（交付決定）

第７条　市長は，交付金の交付の可否及び交付金額を決定したときは，岡山市水路浚渫等交付金交付決定通知書（様式第３号）により申請者に通知するものである。

（状況報告の免除）

第８条　規則第１３条に規定する状況報告の提出は要しない。

（着手届及び完了届の免除）

第９条　規則第１５条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しない。

（実績報告）

第１０条　規則第１６条の規定にかかわらず，対象事業者は対象事業の完了後速やかに実

績報告書（様式第４号）に次の各号に定める書類を添えて市長に報告しなければならない。

(1)　作業写真

(2)　作業区域図

（補助金等の確定通知）

第１１条　規則第１７条に規定する補助金等確定通知書による通知は行わないものとする。

（交付金の交付）

第１２条　市長は，第１０条の規定による実績報告書の提出があった後に交付金の交付を行うものとする。この場合において，規則第１９条第２項に規定する請求書の提出は要しない。

（委任）

第１３条　この要綱に定めるもののほか，この要綱の実施に関し必要な事項は，市長が別に定める。

附　則

この要綱は，平成１８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成３０年４月２日から施行する。

附　則

この要綱は，令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，令和８年４月１日から施行する。